

笛吹市地域包括支援センター運営協議会並びに 笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会 会議録

開催日時 令和2年12月14日 午後1時30分から午後3時

開催場所 笛吹市役所本館3階 302会議室

出席者 委員14名

欠席者 5名（委任状4名）

市役所職員 9名（保健福祉部長・長寿介護課8名）

傍聴人 0名

1. 開 会
2. あいさつ（会長）
3. 議 事

（1）笛吹市地域包括支援センター運営について

① 介護予防支援居宅介護支援事業所の承認について

事務局 資料に基づき説明

委 員 特に質問・意見等なし

委員長 ご意見・質問等ありませんようなので、承認についての確認事項ですので資料のとおりということ
ことで次に進めていきたいと思います。

② その他

事務局 特にありません。

委員長 委員の皆様から何かありますか。

委 員 地域包括支援センター運営協議会についてですが、委託を受けている2法人については協議
会への意見がどこに反映されるのか見えてこない。協議会のメンバーに入れていただけると
現場の声などをもっと吸い上げていただけないかと思います。

事務局 協議会のメンバーに委託を受けていただいている法人になるということは、運営協議会設置
要綱に定められていません。包括支援センターの運営についての実績や事業の実施計画など
を審議していただく会では、毎回東部・南部包括支援センターの職員に立ち会いを依頼して
います。委員の方々の意見を伺うなかで、こちらも委託している法人にどのように関わって

いただくのがいいのか検討させてもらい、皆さまにお示しできればと思います。

委員長 ではその方向で、検討いただき回答をよろしく申し上げます。

(2) 笛吹市地域密着型サービス運営について

① 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました。委員さんから質問ありますか。

委員長 認知症カフェについて、実際の運営状況と課題について教えてください。

事務局 市内3か所で運営をしておりますが、今年度コロナの関係で集まる機会が持てない状況です。運営をいただいている事業所は、甲州リハビリテーション病院、寿ノ家みさか、笛吹中央病院の3か所です。圏域で言いますと、南部圏域に1か所もカフェがないので、もう1か所増やしていきたいと思っています。

委員 南部圏域について、今年度やるという事でしょうか。それとも来年度でしょうか。

事務局 今年度は、やれる状況ではないので、来年度以降にと考えております。

委員 生活支援の担い手養成はだれが行うのでしょうか。

事務局 市が講座を開催し養成していきます。

委員長 第3層の活動を支援する具体的な支援方法は。

事務局 高齢者の移動支援が問題になっておりますので、移動支援について講座を開ければと思っておりますが、今年度は人を集めることが難しいので来年度以降市民向けの講座を開催したいと思っております。

委員 在宅医療介護連携推進協議会を開催とありますがこの協議会はどのような内容ですか。初めて開催したのですか。

事務局 在宅医療介護連携推進協議会につきましては平成28年から開催しており、年に1回から2回開催しております。医療介護に関連する代表が出席いただいております。笛吹市の医療介護に関係する課題を検討していただいております。

課題については、日常療養上の支援、急変時の対応、看取り支援といったテーマに合わせて検討いただいております。特に近年では看取りについて、住民の方の学習する機会を増やし理解をいただき、本人の望まれた場所で最期を迎えることができよう働きかけております。

委員長 どのような方が参加しているのですか。

事務局 医師会代表、歯科医師会代表、介護の事業者連絡会の代表、各部会の代表、介護福祉士、ケ

アマネージャー、包括支援センター代表、リハビリテーションの代表、訪問看護の代表、薬剤師会の代表、といったメンバーになっております。

委員 見解の欄にコロナ禍のためできなかったといったことが記載されているが、今後何年か同じ状況が続くと思うので、コロナ禍でもできる事を今後考えていくべきであると思いました。もう1点、サポーター養成人数が508人から594人に増えているが、この増えた人がどんな活動をしているのか中身が見えるような、書き方だといいかと思います。以上の事をご検討いただければと思います。

課長 数値だけではなく、どのように改善されたのかまでわかるよう工夫していきたいと思えます。

委員 私の地元でもサポーター養成講座を実施していますが、この講座を受けた人でも自覚がない人がいます。参加した人がどこまで理解しているか疑問を感じています。

事務局 今年度中途から養成講座参加者にアンケートを実施し、サポーターとして地域の見守りやネットワークに加わっていただける方を募るような仕組みを進めております。

委員 要介護状態が維持・改善した認定者の割合で39.4%とありますが、どのように割合を計算しているのですか。

事務局 39.4%の根拠ですが、令和元年度の要介護認定結果から抽出しております。対象の方は、要支援2、1、要介護1の方で、令和元年度中更新で認定をなおした方を対象に、維持もしくは改善した方の割合となっております。

委員長他に、委員さんからご意見等ありますか。

委員 100歳体操について詳しく知りたいのですが、どういうところでやっているのですか。

事務局 やりたいところで手をあげていただくと、立ち上げ時に2回、市の保健師が出向き説明や指導をします。内容は、映像を流しながら体操をし、筋力アップを目的として実施します。現在約20か所で実施しております。今年は社会福祉協議会に委託している「やってみるじゃん」の中でも100歳体操を実施しています。それ以外でも地域の方でやってくれるという人がいれば、出向いて指導しております。

委員 いきいきサロンとかの場でもいいのですか。

事務局 公民館等が多いですが、どこでも出来ます。

委員長 それでは、事務局には出た意見を次回以降に反映していただければと思います。

② その他

委員長 その他でありますけれども、事務局から何かありますか。

事務局 今年度開設予定の施設について現在の状況を報告させていただきます。

地域密着型特別養護老人ホームが3月末開設予定となっており、認知症対応型共同生活介護施設が3月末完成予定となっております。

委員長 事務局より報告のあった今年度開設予定施設について質問ありますでしょうか。

委員 特になし。

委員長 それでは引き続き開設予定事業者の指導をお願いします。

(3) 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について

① 第7期達成状況及び第8期の方針について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました但し委員さんから質問ありますか。

委員長 最終的にはいつ頃決まるのですか。

事務局 介護保険料の改正もあり、3月議会で条例改正をする必要があります。事務局としますと3月議会前が期日になるかと思えます。市民の皆様には4月早々に概要版の全戸配布ができればと考えております。

現状1月に市役所内上層部及び議員さんへの説明後、パブリックコメントの募集を行いました、案として3月議会へかけ、4月から新しい計画で動き出す予定となっております。

② 計画の基本骨子について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました但し委員さんから質問ありますか。

委員 基本目標2の健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくりとあり、第7期計画では「やってみるじゃん」の事業が生きがづくり居場所づくりとしてこの基本目標の中に位置付けられていましたが、「やってみるじゃん」が、先ほど説明のあった筋力アップを目的としたメニューを主にやっていくのであれば、生きがづくりとか居場所づくりといった内容とかけ離れてしまうと思うのですが、今後「やってみるじゃん」はどこに位置付けられるのでしょうか。

事務局 「やってみるじゃん」をどこに位置付けるかはまだ決まっていません。方向性は地域の介護

予防事業として、住民の主体的な介護予防活動につなげるものとして考えております。生きがいづくり居場所づくりは運動だけに限らずサロンのようなものも含め住民が主体的にやりたいことをやっていただくといった活動になっていくかと思っております。

委員 基本目標①から⑤の中だとどこに位置付けられますか。

事務局 第7期計画では、基本目標②の健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくりの中で大きく2つに分かれており、それぞれ「重度化防止に向けた介護予防事業の展開」と「地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進」とに分かれております。「やってみるじゃん」は、「地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進」の中の事業に入っております。

第8期計画での詳細事業の位置づけは、まだ決まっておりませんが、国からの補助金等の要件もありますので、整合性をとって位置付けていきたいと思っております。

③ 標準給付費について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました但し委員さんから質問ありますか。

委員 ここでいうべきことではないのですが、物価上昇率2%としても3年間で6%上がるわけですので、給付費1%の改定では、介護事業所の運営は非常に厳しい状況であることを皆さんにもご承知いただきたい。

④ 介護保険料算定について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました但し委員さんから質問ありますか。

この委員会で一つの意見にまとめるというよりも、それぞれの立場でのご意見を事務局に預けるという事でご意見どうでしょうか。

委員 この資料にあるものよりも昔の保険料はいくらだったのですか。

事務局 笛吹市としての計画は、合併の関係があり第3期計画からとなっておりますので、3期からの保険料について説明させていただきます。

3期計画では3,840円、4期は4,582円、5期は5,095円、6期は5,618円、7期は6,567円となっており、8期が6,008円となっております。ただし、8期は確定ではなく今後額が動く可能性があります。

委員長 6期から7期の変動額が他に比べ多いのは。

事務局 第6期に歳出の伸びが大きく赤字が出てしまったため、県からの借り入れを6,000万円行い、その返済を見込んでいたことなどによるものです。

7期が高めだったことで、資料で説明させていただいた4億円ほどの貯金がある状態です。標準給付費の第7期の見込みが203億円でしたが、実績見込みは189億円ですので、増加率の傾きから第8期の見込みが、198億円となっております。

委員長 市の提案だと11段階の所得段階を13段階に増やして、全体の軽減を図ろうという事ですが、皆様からご意見ありますか。

委員 今回の議事内容から外れてしまうかもしれないのですが、以前利用者さんの中に、2号被保険者さんで、保険料の徴収がされていなかったようで、さらに徴収側でも納付状況の把握もされていないという事が他市の事例でありました。そういった利用者さんの状況を見て徴収状況が明確になってないことを不安に思ったことがあります。

事務局 2号被保険者につきましては各医療保険者において、医療保険と一緒に徴収を行っています。全国の医療保険者で徴収したものを、診療報酬支払基金というところに納め、そこから各市の介護保険者に決められた割合で支払いを行います。おそらくその流れの中で事務の取違等があったという事だと思います。介護保険者は決められた割合で支払いをもらっていますので、おそらく個人の利用者の支払い状況がわからなかったとしても、その人は介護保険のサービスが受けられたと思います。

⑤ 地域密着型サービスの整備予定について

事務局より資料に基づき説明

委員長 事務局から説明がありました。委員さんから質問ありますか。

委員 特定施設入所者生活介護とは有料老人ホームなどで介護サービスを提供する施設の事だと思っておりますが、どのくらいの人数を想定しているのですか。

事務局 県の計画で、笛吹市内に20名の特定施設入所者生活介護をとっている事になっておりますので、今の段階ですと20名を想定しております。また、この特定施設入所者生活介護につきましては、定員が29名以下ですので、地域密着型として笛吹市の計画に位置づけをしているものになります。

委員 これは既存の施設でもいいのですか。

事務局 県からの情報となりますが、既存施設の転用を想定しているようです。

委員長 これは、今後またこの委員会でも協議をするのですか。

事務局 現状では、県の計画と市の計画の整合性をとった中で8期計画への位置づけになります。今後計画に沿った事業執行時には本委員会で協議いただく事になります。

委員 特養の待機者で120名が介護度4から5の方となっていますが、介護度が軽い方で特養に入る方はいるのですか。

事務局 特別養護老人ホームへの入所は平成27年4月から介護度3以上でなければ入所できないこととなっております。しかし、特例入所という制度もあり、介護度3未満であっても個別の事情により入所する場合があります。

委員 介護度4から5というかなり重い方が在宅で待機している中で、介護度3未満の人が、入所できる特例入所とは何ですか。

事務局 特例入所にあたるものとしましては、在宅で1人暮らしであり介護者が不在である場合、障がいのある方、家庭内で虐待がある場合などです。

4. その他

特になし

5. 閉会